

枚方市議会における災害発生時の対応

○目的

枚方市において地震等の災害が発生したときに、枚方市議会が枚方市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、災害時における議員としての役割や行動を明確にすることを目的とする。

○設置

議長は、地震等の災害により対策本部が設置された場合において、枚方市議会内に枚方市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

※枚方市災害対策本部設置基準

（地震・風水害等）

- ・市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき
- ・小規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- ・市長が必要と認めたとき

○連絡会議の構成

連絡会議は、議長、副議長、各派代表者をもって構成する。

○所掌事項

連絡会議は次の事務を所掌する。

- (1) 対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- (2) 各議員からの災害情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (3) 議員の安否確認を行うこと。
- (4) その他、議長が必要と認める事項に関すること。

○議員の対応

議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 連絡会議から情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地等の情報収集を行い、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 各地域における災害支援活動に協力し、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

平成 25 年 3 月 6 日

枚方市議会